

## (仮)滋賀県自殺対策計画の策定について

### 1 計画の趣旨

本県における自殺者数は、平成15年に過去最高の330人に達して以降、増減を繰り返しながら推移し、近年は減少をたどっているものの大切な命が自殺によって奪われている現状があることから、更に対策を推進するため、滋賀県自殺対策基本方針(平成22年7月策定/25年12月改定)を基に県計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

自殺対策基本法(平成28年4月1日施行)第13条に基づく都道府県自殺対策計画

### 3 計画の期間

自殺対策計画は、平成30年度から34年度までの5年間とする。

自殺総合対策大綱(平成29年夏頃改定予定)が概ね5年を目途に見直されることから、計画期間を5年間とし、国の動向や地域の実情を勘案して見直す。

### 4 策定の進め方

庁内連携を図りながら分野横断的な意見交換を踏まえるとともに、滋賀県自殺対策連絡協議会の意見を聞き、自殺対策推進センターとの協働により策定を行う。

### 5 策定のスケジュール

5月26日	精神保健福祉審議会開催 (策定概要・スケジュール等)
6月	自殺対策庁内推進会議開催 (各分野の現状と課題の見直し)
7月	第1回自殺対策連絡協議会開催
8月	自殺対策庁内推進会議開催 (骨子案の検討)
9月	第2回自殺対策連絡協議会開催
10月	自殺対策庁内推進会議開催 (計画素案の検討)
11月	第3回自殺対策連絡協議会開催
12月	常任委員会報告 (計画素案)
1月	パブリックコメント実施
3月	常任委員会報告 (パブリックコメント結果報告・計画最終案)